

じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 社会福祉を目的とする事業を經營する者への支援

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第八十八条第一項各号に掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業の健全な發達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を經營する者がその行つた福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合には、この限りでない。

第九章 社会福祉事業に従事する者の確保の促進

第一節 基本指針等

(基本指針)

第八十九条 厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者（以下この章において「社会福祉事業従事者」という。）の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項
 - 二 社会福祉事業を経営する者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善（国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。）及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項
 - 三 前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項
 - 四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項
- 3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、労働大臣及び自治大臣に協議するとともに、中央社会福祉審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（社会福祉事業を経営する者の講ずべき措置）

第九十条 社会福祉事業を経営する者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。

2 社会福祉事業を経営する者は、前条第二項第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力を行うように努めなければならない。

（指導及び助言）

第九十一条 国及び都道府県は、社会福祉事業を経営する者に対し、第八十九条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九十二条 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター

(指定等)

第九十三条 都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第九十四条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。

二 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。

三 社会福祉事業を経営する者に対し、第八十九条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。

四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。

五 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。

六 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携)

第九十五条 都道府県センターは、前条に規定する業務を行うに当たっては、他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携に努めなければならない。

(事業計画等)

第九十六条 都道府県センターは、毎事業年度、厚生省令の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生省令の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第九十七条 都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、第九十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第九十八条 都道府県知事は、都道府県センターが、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第九十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
 - 三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二款 中央福祉人材センター

(指定)

第九十九条 厚生大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

(業務)

第一百条 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
- 二 二以上の都道府県の区域における社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
- 三 社会福祉事業の業務に関し、都道府県センターの業務に従事する者に対して研修を行うこと。
- 四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者に対して研修を行うこと。
- 五 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- 六 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(準用)

第百一条 第九十三条第二項から第四項まで及び第九十六条から第九十八条までの規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第九十三条第二項中「前項」とあるのは「第九十九条」と、第九十七条中「この款」とあるのは「次款」と、「第九十四条」とあるのは「第一百条」と、第九十八条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第九十九条」と、「第九十四条」とあるのは「第一百条」と、「この款」とあるのは「次款」と読み替えるものとする。

第三節 福利厚生センター

(指定)

第百二条 厚生大臣は、社会福祉事業に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができる。

(業務)

第百三条 福利厚生センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 社会福祉事業を営業者に対して、社会福祉事業従事者の福利厚生に関する啓発活動を行うこと。
- 二 社会福祉事業従事者の福利厚生に関する調査研究を行うこと。
- 三 福利厚生契約（福利厚生センターが社会福祉事業を営業者に対してその者に使用される社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るための事業を行うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るための事業を実施すること。
- 四 社会福祉事業従事者の福利厚生に関し、社会福祉事業を営業者との連絡を行い、及び社会福祉事業を経営する者に対し助成を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るために必要な業務を行うこと。

(約款の認可等)

第四百条 福利厚生センターは、前条第三号に掲げる業務の開始前に、福利厚生契約に基づき実施する事業に関する約款（以下この条において「約款」という。）を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の認可をした約款が前条第三号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 約款に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(契約の締結及び解除)

第五百条 福利厚生センターは、福利厚生契約の申込者が第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を営業者であるとき、その他厚生省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

2 福利厚生センターは、社会福祉事業を営業者がその事業を廃止したとき、その他厚生省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約を解除してはならない。

(準用)

第一百六条 第九十三条第二項から第四項まで及び第九十六条から第九十八条までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第九十三条第二項中「前項」とあるのは「第二百二条」と、第九十六条第一項中「に提出しなければ」とあるのは「の認可を受けなければ」と、第九十七条中「この款」とあるのは「次節」と、「第九十四条」とあるのは「第二百三条」と、第九十八条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第二百二条」と、「第九十四条」とあるのは「第二百三条」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反したとき、又は第四百四条第一項の認可を受けた同項に規定する約款によらないで第二百三条第三号に掲げる業務を行つた」と読み替えるものとする。

第十章 地域福祉の推進

第一節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第七十七条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員数の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第百八条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
 - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - 三 社会福祉を目的とする事業の經營に関する指導及び助言
 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第百九条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第百七条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第二節 共同募金

(共同募金)

第百十条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

- 第百十一条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。
- 2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。
- 4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

- 第百十二条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。
- 一 当該都道府県の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
- 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

- 第百十三条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。
- 2 第三十六条第四項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第百十四条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

（共同募金の配分）

第百十五条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。

2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

3 共同募金会は、第百十条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

（準備金）

第百十六条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する災害の発生その他厚生省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。

3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。

4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

（計画の公告）

第百十七条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第百十八条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十六条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第百十六条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第百十六条第三項の規定により配分を行った場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行った共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第百十九条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第四項の事由が生じた場合のほか、第百十二条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第百二十条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第百二十一条 第七十三条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第百二十二条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設